**≪準備≫**

避難訓練実施マニュアル

①　今年の避難訓練実施に向けた、内容の確認等を行う。

　　・緊急地震速報により、まずは各自が身の安全を確保することを確認

　　・緊急指定地震避難場所又は、いったん集合する安全な場所を集落で確認

　　・避難場所までの避難ルートを各自が確認

　　・避難する時は、近所の人と声をかけあって

　　・避難の際の持ち出し品を各自が確認

　　・要援護者の確認

②　集落ごとにその他の避難訓練の内容を検討する。

③　「防災活動実施予定報告書」を役場に提出する。（９月６日までに）

④　集会・文書の回覧・集落放送等により、避難訓練の日時及び避難地、避難に際しての注意事項を集落の住民へ周知する。

**【避難に際しての注意事項】**

（１）火の始末　　　　　　　（３）懐中電灯など最小限の物品の携行

（２）家の戸締まり　　　　　（４）安全な避難経路を選び避難

**※特に、避難訓練に参加される場合の「火の始末」や「家の戸締まり」**

**については、十分、注意をしていただくよう周知してください。**

**≪当日≫**

平成３０年９月３０日（日）午前８時　訓練開始

７：３０　避難準備情報を防災無線で放送する（避難訓練実施のお知らせ）

８：００　緊急地震速報を流す（今回は放送のみで、エリアメールの発報等はありません）

８：０１　防災行政無線のサイレンが鳴る（緊急地震速報から６０秒以内で）

　　　　　(1)防災行政無線で情報を確認後、避難地への避難を開始する。

　　　　　(2)避難終了後、区長は、別紙「避難訓練完了報告事項」の①～⑤の項目を、**午前９時までに**伯耆町役場災害対策本部

（電話６８－３１１１）に電話で報告する。

　　　　　(3)地震避難所への避難時期、経路、持参品、要援護者の対応などについて協議する。

　　　　　(4)各集落で計画している防災訓練を実施する。

　　　【避難訓練の終了】　各集落の判断で、解散して下さい。